



守口市

<市広報 平成 24 年 1 月号>

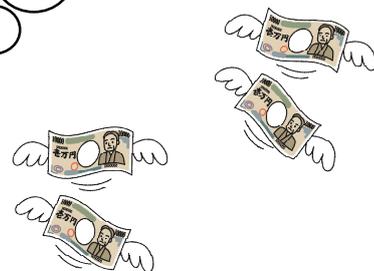
消費生活センターくらしナビ

楽しくて通いつめ…

健康食品の高額な契約をしてしまった！

事例

81歳の母が、近くの会場で開かれている健康教室にたびたび出かけ、パンや卵などをもらっていた。ある時、薬を飲んでいることを話したら、その薬を見せるように言われた。「この薬じゃだめだ。あなたは高麗人参茶を飲んだほうがよい。これくらい飲まないといけない」と言われ、高麗人参茶1年分、230万円の契約をした。母は高い買い物をしてしまったと後悔している。解約できないだろうか。



解説

空き店舗などを短期間の会場として使い、講習会などと称して人を集め、健康に関する情報提供をしながらサロンのような雰囲気を作り、最終的に高額な健康食品などを契約させる手口で、3～4ヶ月間同じ場所に留まる「長期型」のSF(催眠)商法です。

この相談のように一度通い始めると、店の楽しい雰囲気に夢中になったり、店員と親しくなったりして、気づいたら大金をつぎ込んでいたということが少なくありません。「どこそこの誰々さんは、いくら買ってくれましたよ」などと煽るようなことを言われたうえ、金券のまとめ買いを勧められ、後から現金に戻すように申し出ても応じてくれないという事例もあります。

また解約や返金すると約束していても、分割支払でしかなく、最初の2,3回支払われたあと連絡が取れなくなり、まったく返金がされないということもあるようです。

なお、SF(催眠)商法は、「特定商取引に関する法律」で訪問販売に該当するとして規制しています。営業所で契約した場合でも法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件契約解除)することができます。クーリング・オフの通知は簡易書留や特定記録郵便などの記録が残る方法で発信しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター(守口市役所内)

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188(局番なし)